

# 平成29年度農地中間管理事業推進方針

平成29年4月3日  
埼玉県農地中間管理事業推進会議

## 1 趣 旨

本県では、平成26年3月に公益社団法人埼玉県農林公社（以下「農林公社」という。）を農地中間管理機構に指定し、同年9月に埼玉県農地中間管理事業推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、県、農林公社、市町村、JA等の関係機関・団体が連携して農地中間管理事業（以下「事業」という。）に取り組んでいる。

本事業は、農業従事者の高齢化や後継者不足、遊休農地の増加など地域農業が抱える人と農地の問題を解決する手法として実施するものとする。

実施に当たっては、市町村が作成する「人・農地プラン」や各種施策と連動して、地域ぐるみで担い手への農地集積・集約化に取り組む区域や農地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域などにおいて重点的に実施するものとし、地域の実情に即した多様な取組を促進することとしている。

3年間の取組により、事業が軌道に乗りつつあることから、引き続き関係機関・団体が一体となって事業実施できるよう、基本的な事項を定めるものである。

## 2 目 標

平成29年度における事業の取組目標は、1,600ヘクタールとする。

## 3 取組内容

県は、事業が円滑に推進できるよう市町村の「人・農地プラン」の取組や機構集積協力金の活用を一層促進するものとし、上記「2」に定めた目標を達成するため、関係機関・団体が連携し以下の取り組みを行う。

### (1) 「人・農地プラン」の作成・見直し

「人・農地プラン」は、地域における人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」であり、事業を推進する上での基本となることから、市町村は地域内農業者のリーダーと打合せを行うなど話し合いの場を積極的に設定して、「人・農地プラン」の作成・見直しを行う。

また、県の支援及び進行管理のもと市町村は農業振興地域の全域での作成に努めるとともに、作成済のプランについては、地域の将来展望が描ける実効性の高いプランとするため、今年度中に1回は見直しを行う。

## (2) 事業推進

ア 市町村やJAを始めとするすべての関係機関・団体は、集落や地域における話し合い、農家への巡回、広報誌等への掲載などを通じて小規模農家及び土地持ち非農家まで事業の周知を徹底する。

イ 県（本庁）、農林公社、農業会議、JA中央会、土地連は、農林振興センター等担当者会議や市町村職員、担い手等に対する研修会などを開催し、先進地域の取組を全県に波及させる。

ウ 県（本庁）は、国との連絡調整を行うとともに、国及び他県における情報を収集し、関係機関・団体に対して情報提供する。

エ 推進会議（地域会議）は、自ら定めた重点地区（普及活動計画に位置づけた地区を含む。）において率先して事業に取り組むとともに、次の視点に留意し新たな推進地区の掘り起こしを行う。

- ・ 基盤整備との一体的な取組…既存の農道や用排水路を活用し、基盤整備が必要な地区
- ・ 集落営農の組織化・法人化…地域農業を維持・発展させていくため、集落ぐるみで取り組む地区
- ・ 錯綜した農地利用の解消…担い手ごとに農地を集約化し、効率・効果的な農業経営の実現が必要な地区
- ・ 高齢化や担い手不足への対応…地域で課題を抱え、その解消に向けた機運の高い地区

オ 県（農林振興センター）は、市町村・JA・農業委員会担当者会議を開催して周知を図るとともに、市町村・JA・農業委員会からの要請に応じて、掘り起こし活動を支援する。

カ 農林公社は、関係機関・団体との綿密な連携のもと事業を推進するものとし、多様な担い手を確保するため、受け手の公募を農業振興地域全域で実施する。また、現場での推進役であるコーディネーターの役割を明確にして、県（農林振興センター）と協調して、現場でのニーズに即したきめ細かい活動を行う。

キ 市町村・JAは、事業推進担当者を定めるとともに、公募のあった借受希望に沿えるように機構集積協力金等を活用するなどして、積極的に貸付農地の掘り起こしを行う。

ク 農業委員会は農地利用最適化推進活動を実施するにあたって、機構と密接に連携し、農業委員と農地利用最適化推進委員が中心となって農地の利用集積を進めるとともに、農業者に事業実施を積極的に働きかける。

ケ これら推進のイメージについては、図1のとおり。

(3) 基盤整備等の推進

ア 農地の利用集積の効果をより高めるため、県、農林公社、市町村、土地改良区は農地中間管理事業実施地区において積極的に基盤整備事業の実施に努めるものとする。

イ 基盤整備事業が円滑に実施できるよう、県、農林公社、市町村、土地改良区は必要な調整等を行うものとする。

ウ 農地中間管理事業実施後の農地を適正に維持管理する必要があることから、多面的機能支援事業についても併せて推進する。

(4) 遊休農地対策の推進

農林公社は、農地法に基づく利用意向調査の結果が農業委員会から提出されたときは、農地中間管理事業実施規程に基づき農地中間管理権取得の判断を行う。

農地中間管理権を取得すると判断された場合には、農地中間管理事業を実施し、遊休農地の解消を図る。

(5) 進行管理

ア 推進会議（地域会議）は、重点地区等の進捗状況を確認し、進捗状況を県（本庁）に報告する。

イ 推進会議（本庁会議）は、地域会議から提出された報告書を取りまとめ、会議を年間4回程度開催し、優良事例を紹介するとともに、集積に至らなかった事例なども検証し情報共有を図る。

図1：推進体制（イメージ）

